

平成29年度

第1回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

## 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月9日(火) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 第2委員会室

3. 出席委員 19人

会長	20番	三橋弘
委員	1番	大滝與鷹
	2番	原木一正
	4番	石井利和
	5番	栗山久司
	6番	細川佐一
	7番	梶尾彌一
	8番	武藤晃
	9番	富田尚武
	10番	宇田川純一
	11番	竹内清海
	12番	矢口俊治
	13番	岡本好夫
	14番	加藤武央
	15番	小川治夫
	16番	三橋二三男
	17番	佐藤ゆきのり
	18番	那須嘉郎
	19番	石井克己

4. 欠席委員 1名

3番 石橋弘嗣

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（20年確定分）

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 地目変更登記に係る回答について

報告第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第5号 平成28年度市川市農業委員会実績報告について

## 6. 農業委員会事務局職員

局長 花澤進一

次長 谷地正道

主幹 鈴木忠弘

副主幹 福田 哲

副主幹 山崎武敏

7. 会議の概要

発 言 者	内 容
議 長	定刻でございますが、会議に入ります前に、4月1日付けで事務局職員において人事異動がございましたので、事務局からご紹介をお願いします。
事 務 局	人事紹介並びに挨拶
議 長	次に、平成28年度第11回定例総会におきまして、国有財産管理人について、小川治夫委員を推薦することを、既に了承していただいておりますが、県より委嘱状が届いておりますので、交付をいたします。
1 5 番	委嘱状交付
議 長	<p>これより平成29年度第1回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、3番石橋委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>委員20名中、19名出席しております。</p> <p>出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第21条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>それでは、18番の那須委員、19番の石井克己委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹と福田哲副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月6月分の調査班の指名をいたします。</p> <p>農地関係は、第4班です。</p> <p>10番、宇田川委員、11番、竹内委員、12番、矢口委員です。</p>

<p>事務局</p>	<p>調査日は、5月31日となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>農政関係は、第1班です。</p> <p>1番、大滝委員、2番、原木委員、3番、石橋委員です。</p> <p>調査日は、5月30日となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第5号まででございます。</p> <p>慎重なご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案の1ページ及び2ページをお願いいたします。</p> <p>1番と2番は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転に係る許可申請がなされたものです。</p> <p>申請受付日は、平成29年4月21日でございます。</p> <p>1番の申請地は、上妙典の地目が田で、面積は121平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、交換して取得するものでございます。</p> <p>2番の申請地は、上妙典の地目が田で、面積は139平方メートル、外1筆、合計面積は333平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、交換及び賃借権の解約に伴う離作補償として取得するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

7 番	<p>現地調査は、平成29年4月28日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>1番と2番は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>申請地は、クリーンセンターの南東側、概ね400メートルに位置しております。</p> <p>1番及び2番の譲受人は、ともに露地野菜を栽培している兼業農家の方です。</p> <p>1番の譲受人は、申請地南西側に隣接する農地を所有していますが、進入路がないことから、2番の申請地の一部と交換し、利便性の向上を図るものでございます。</p> <p>また、2番の譲受人は申請地と外1筆の農地を譲渡人から賃借しておりましたが、平成29年4月11日合意解約いたしました。</p> <p>今回、交換する土地のほか、離作補償として申請地の一部の所有権を譲り受けるため申請するものでございます。</p> <p>1番、2番とも譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>申請地は、露地畑で概ね良好な状態で管理されております。</p> <p>取得後は、ともに露地畑としてブロッコリー、長ネギ等の栽培をするとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>調査班のご報告のとおり、1番の譲受人は、交換することにより利便性の向上をはかり、また2番の譲受人も利便性の向上および賃借していた土地の一部を離作補償として所有権を譲り受けるために申請するものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、1番の譲受人の農作業従事日数は200日、2番の譲受人の農作業従事日数は300日、取得後の経</p>

	<p>営農地の面積においても、農業委員会が定める別段の下限面積の20アールをそれぞれ超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」1番について、許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可することに決定いたします。</p> <p>2番について、お諮りいたします。</p> <p>許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」2件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案の3ページから5ページをお願いいたします。</p> <p>1番の申請受付日は、平成29年4月24日でございます。</p>

<p>議 長</p> <p>7 番</p>	<p>申請地は、大野町の地目は田で、面積は525平方メートル、外3筆、合計面積は、1,272平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、ドライブインを建築するため、賃借権の設定を受けるものでございます。</p> <p>2番の申請受付日は、平成29年4月24日でございます。</p> <p>申請地は、大野町の地目は田で、面積は16平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場にするため所有権の移転を受けるものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成29年4月28日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>1番の申請地は、県立特別支援学校市川大野高等学園の東側、概ね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありません。</p> <p>隣接地との境界には新設のコンクリート擁壁及びコンクリートブロックを設置、またその内側にはネットフェンスを設置し、被害を防除するとのことでございます。</p> <p>雨水については、宅地内で流量を調節して道路側溝へ放流、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、処理後に道路側溝へ放流するものです。</p> <p>譲渡人は、要望により賃貸するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>次に、2番の申請地は、北消防署の南西側、概ね300メートルに位置し、現</p>
-----------------------	---



	<p>況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありません。今回の申請は、申請地と北側社宅の庭の一部を駐車場として一体利用するものです。</p> <p>申請地西側との境界は、隣接地のコンクリートブロックが設置されておりそのまま使用します。</p> <p>また北側社宅と申請地の境界に設置されているコンクリートブロック及びフェンスはいったん取り壊し、1メートル後退したところに再度設置するとともに、駐車場は、透水性のアスファルト舗装とし、雨水は自然浸透にするとのことです。</p> <p>譲渡人は、要望により売却するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>1番の譲受人は、大野町に本店を置き、主に飲食店を営む法人です。</p> <p>今回、事業の拡大に伴い、本社からも近い場所にドライブインを開設したいと考え、土地を探していたところ、事業所から比較的近い申請地を賃借できることになり、申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金のほか、不足額を金融機関から借り入れて賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台</p>

	<p>帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、平成29年9月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われれます。</p> <p>次に、2番の譲受人は、南大野に本店を置き、主に土木、建築工事の設計、施工等を行う法人です。</p> <p>今回、申請地に隣接する社宅の駐車場が不足していることから、譲渡人に相談したところ、譲っていただけることになり、申請に至ったとのことでした。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額自己資金で賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後3か月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われれます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p>

各 委 員	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」1番について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし</p>
各 委 員	<p>2番について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし</p>
事 務 局	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の6ページ及び7ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成29年4月21日でございます。</p> <p>申請地は、柏井町の地目は畑で、面積は991平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>こちらにつきましては、平成28年5月10日付けで、保育園の園庭用地として農地法第5条の規定による転用許可を受けたものですが、当初の転用目的及び工事期間を変更するため計画変更承認申請がなされたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

<p>7 番</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>申請地は、柏井小学校の北側、概ね300メートルに位置し、現況は休耕地でした。</p> <p>農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。</p> <p>第1種農地については、農地の転用は原則不許可でございますが、既存施設の拡張については、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限り、例外として転用が認められているものでございます。</p> <p>申請地は、昨年5月に保育園の園庭用地として転用の許可を受けました。</p> <p>許可後、市の関係機関との協議の結果、待機児童の増加により、定員を増員することになったこと、また現在の保育園の園舎が老朽化のため建て替えが必要となったことから、今回の申請地に建築することとなり、転用目的及び工事期間を変更するため、申請するものでございます。</p> <p>周囲には、コンクリート製の新設の擁壁を設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>また、汚水、雑排水は、合併浄化槽を設置し、処理後道路側溝に放流、雨水についても、貯留浸透施設を設置し、流量を調節して道路側溝に放流します。</p> <p>なお、今回の計画変更により関係機関との協議、建物の設計変更などに時間を費やしたため、工事を保留していたとのことです。</p> <p>当初の工事期間は許可有次第に着工し、着工後1か月の予定でしたが、工事期間を平成29年7月1日に着工し、完成は平成30年3月31日に変更するということです。</p> <p>調査班としては、必要性も認められ承認相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請者は、申請地の隣接地で保育園を運営している社会福祉法人です。</p> <p>保育園が手狭になってきたことから園庭用地にしたいと転用許可を受けたも</p>
------------------------------------	---

	<p>のですが、園舎の建て替え計画の変更に伴い、申請地に園舎を建築するため、今回、変更申請に至ったとのこと。</p> <p>資力についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、とくに問題はございません。</p> <p>なお、本件の申請に際し、市の関係機関との協議が調い開発行為許可申請書が受理されております。</p> <p>以上のことから、許可後の計画変更については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
1 3 番	<p>建物は何階建てですか。</p>
事 務 局	<p>2階建てです。</p>
1 3 番	<p>近くに花屋のビニールハウスがあると思うのですが、日陰にならないでしょうか。</p>
9 番	<p>ハウスがあるのは南側なので日陰にはなりません。</p>
1 3 番	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p>

<p>各委員 議長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」承認相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>「異議なし」ということですので、承認相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の8ページ及び9ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成29年4月21日でございます。</p> <p>申請地は、大町の地目が畑で、面積は17平方メートル、外3筆、合計面積は、700平方メートルでございます。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域の農業振興地域内ですが農用地区域ではありません。</p> <p>今回、地目が農地であることから、宅地に変更するため申請するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>7番</p>	<p>現地調査は、平成29年4月28日に、農地調査班第3班の委員で、現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、大町小学校の南東側、概ね400メートルに位置します。</p> <p>土地所有者は、平成26年12月9日に死亡しており、その法定相続人3名に</p>

	<p>より、証明願が提出されたものです。</p> <p>申請地につきましては、先代が昭和49年12月に建築した住宅が建っており、居宅として建物登記もされており、現在、法定相続人のうち1名が居住しております。</p> <p>今回、地目を「畑」から「宅地」に是正したいと考え、申請に至ったとのごことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班としましては、現況は非農地として認められることから、証明相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>申請地につきましては、航空写真により、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過していることが確認されております。</p> <p>なお、申請地については、平成28年9月16日に、千葉県東葛飾農業事務所の担当者による現地調査を行い、調査班のご報告どおりの確認がなされております。</p> <p>また、この間、農地法第51条の規定による処分を受けておりませんので、証明相当としての要件を満たしているものと思われま。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」について、</p>

各委員	<p>証明相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
議長	<p>「異議なし」ということでございますので、証明相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の10ページ、11ページをお願いいたします。</p> <p>平成29年4月24日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第6班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
16番	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成29年4月27日に農政調査班第6班で行いました。</p> <p>対象となった農地は、1筆、面積は1,500平方メートルで、露地畑として利用されておりました。</p> <p>主として申出人の母親が農業に従事していましたが、母親が死亡したため、今後、相続人である申出人が1人で耕作を継続することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>なお、被相続人の農業従事日数は年間で150日であったことを聴き取りで確</p>



	<p>認いたしました。</p> <p>このことから、被相続人を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明してよろしいかと思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議 長	<p>第6班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」について、願出人を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」20年確定分が3件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」ご説明いたします。</p> <p>議案の12ページから23ページをお願いいたします。</p> <p>今回の確定する特例農地の所有者の方は3名でございます。</p> <p>平成29年4月3日付けで市川税務署長より、租税特別措置法第70条の6第1項に基づき相続税の納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、同条第5項の規定に基づき20年間の自作営農により納税が免除されるため、その利用状</p>

	<p>況について、確認書の提出を求められたものでございます。</p> <p>一人目の1番から5番につきましては、地目は「畑」、現況は「樹園地」で5筆、合計面積は、4,464平方メートルです。</p> <p>次に、二人目の6番から26番につきましては、地目は15番16番が「田」である他は「畑」、現況はいずれも「畑」で、21筆、合計面積は、10,604平方メートルのうち、10,383.50平方メートルです。</p> <p>最後に、三人目の27番から32番につきましては、地目は「畑」、現況は「樹園地」で6筆、合計面積は、8,193平方メートルのうち、7,594.45平方メートルです。</p> <p>次に、本件に係る市川税務署の確認事項についてご説明いたします。</p> <p>市川税務署から求められている確認事項は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. として自ら所有し、自ら農地として使用している。</li> <li>2. として自ら農地として使用していない。</li> <li>3. として譲渡により、所有していない。</li> </ol> <p>この3つから選択することになっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第6班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
1 6 番	<p>議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成29年4月27日に農政調査班第6班で行いました。</p> <p>今回の確定する特例農地の所有者は、大町、柏井町、大野町の農家の方3名です。</p> <p>平成9年11月、適用となりました1番から5番の農家の方は、樹園地として、適切に肥培管理されており、また、同じく平成9年11月、適用となりました6番から26番の農家の方は、露地畑として使用、または施設栽培をし、適切に肥培管理されておりました。</p> <p>また、平成9年9月、適用となりました27番から32番の農家の方につきま</p>

<p>議 長</p>	<p>しても、樹園地として、適切に肥培管理されておりました。</p> <p>このことから、3名の農家の方について、いずれも「自ら農地として使用」と回答してよろしいかと思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第6班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」1件目、1番から5番について、「自ら農地として使用」と市川税務署長に回答することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」ということでございますので、「自ら農地として使用」と回答することに決定いたします。</p> <p>次に2件目、6番から26番について、「自ら農地として使用」と市川税務署長に回答することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」ということでございますので、「自ら農地として使用」と回答することに決定いたします。</p> <p>次に3件目、27番から32番について、「自ら農地として使用」と市川税務署長に回答することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、「自ら農地として使用」と回答することに決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件が5件ございます。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が3月分45件、4月分28件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>農地法第4条及び第5条届出について、事務局長において、専決いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>3月分の報告につきまして、24ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、平成29年3月1日から同年3月30日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は20件、37筆、8,723.76平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、25件、48筆、11,879.01平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、45件、85筆、転用面積は、20,602.77平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、25ページから33ページとなっております。</p> <p>続きまして、4月分の報告につきまして、34ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、平成29年4月3日から同年4月28日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は17件、27筆、7,679.29平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、11件、16筆、5,724.00平方メートルでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>第4条と第5条を合せますと、28件、43筆、転用面積は、13,403.29平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、35ページから40ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件ご報告いたします。</p> <p>41ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知がなされたものでございます。</p> <p>土地は上妙典の田で、面積は678平方メートル外2筆、合計面積1,011平方メートルとなっております。</p> <p>本件は、平成29年4月11日に合意解約がなされ、同日付けで農業委員会に合意解約の通知書が提出されたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、2件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、2件ご報告いたします。</p> <p>42ページをお願いいたします。</p> <p>初めに、1件目でございます。</p> <p>本件は、平成29年3月7日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、宮久保で面積は2.53平方メートルで、市街化区域内に位置</p>

しております。

登記簿の地目「畑」から「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、平成16年2月2日付け、農地法第5条に基づき、「幼稚園の運動場」として転用届出が受理されております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年3月15日に農地調査班第2班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は「公衆用道路」と回答したものでございます。

次に、2件目でございます。

43ページをお願いいたします。

本件は、平成29年3月14日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、鬼高の7筆、合計面積は566.54平方メートルで、市街化区域に位置しております。

登記簿の地目「田」から「宅地」または「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、申請地の一部の土地について、昭和45年5月11日付け、農地法第4条に基づき、「貸家」として転用許可を受けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年3月21日に農地調査班第2班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は「共同住宅」及び「駐車場」と回答したものでございます。

以上でございます。

<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>44ページから45ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成29年3月21日から同年4月17日に申請のあった4件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第5号「平成28年度市川市農業委員会実績報告について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第5号「平成28年度市川市農業委員会実績報告について」ご報告いたします。</p> <p>議案は、46ページでございますが、お手元でございます「報告第5号 別紙」をお願いいたします。</p> <p>市川市農業委員会が、平成28年度に実施した許可等の実績につきましてご報告いたします。</p> <p>はじめに、1 農業委員数につきましては、定数20名、現員20名となっております。</p> <p>次に、2 会議開催状況につきましては、定例総会は12回、農地・農政の付託調査等は28回となっております。</p>

議 長	<p>次に、3 農地の権利移動（農地法第3条）につきましては、（1）所有権移転が11件で、前年度より8件の増となっております。（2）耕作権等設定は2件で、前年度と同様となっております。</p> <p>次に、4 農地の転用につきましては、（1）権利移動を伴わない転用（農地法第4条）につきましては、市街化調整区域内の知事許可が9件、市街化区域内の届出が163件、合計172件となっており、前年度より19件の減となっております。（2）権利移動を伴う転用（農地法第5条）につきましては、市街化調整区域内の知事許可が33件、市街化区域内の届出が247件、合計280件となっており、前年度より88件の減となっております。</p> <p>次に、5 賃借権の解約につきましては、県知事への解約の申入れが1件、合意解約による届出が9件で、合意解約は前年度より5件の増となっております。</p> <p>では、裏面をご覧ください。</p> <p>6 農地の埋め立てにつきましては、届出が2件で前年度より2件の増となります。</p> <p>7～13までは、資料のとおりでございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。</p> <p>14 農地所有状況につきましては、789世帯で、合計面積は556.1ヘクタールとなっており、前年度より12世帯の減、面積では26.9ヘクタールの減となっております。</p> <p>なお、この平成28年度農業委員会実績報告につきましては、市川市農業委員会のホームページで公表してまいります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了しました。</p> <p>これで、平成29年度第1回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>
-----	--